

一般社団法人あすぽ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人あすぽと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を神奈川県足柄上郡山北町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、山北町・南足柄市など「あしがら」周辺地域において、「日本一子育てしやすい地域」をめざして、地域の人々と共に、世代・種目・レベルを超えて、スポーツを通じたコミュニティの形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①各種スポーツ教室の開催
- ②各種スポーツ交流大会、イベントの開催
- ③スポーツや健康作り等に関する講習会
- ④スポーツや健康作り等に関する合宿事業
- ⑤スポーツ大会の事務、運営
- ⑥子育て支援や地域活性に関する企画の事務、運営
- ⑦スポーツ指導者の育成
- ⑧行政及び学校等へのスポーツ指導者の派遣
- ⑨地域住民が心豊かに育児・生活をしていくための講座、交流の場の提供
- ⑩WEB・チラシの制作や講習の開催
- ⑪その他当法人の目的に資する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ①正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で総会の議決権を有する。
- ②一般会員 当法人に入会し、事業に参加する会員。
- ③賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。
2 正会員と賛助会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、当法人の必要な経費に充てるため、社員総会において定める入会金及び会費（以下「会費等」）を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
①退会届を提出したとき。
②本人が死亡または会員である団体が消滅したとき
③正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないことが3度に渡るとき。
④除名されたとき。
⑤総正会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 会員は任意に退会できる。ただし、一般会員は別に定める規則に則り、必要な手続きを経て退会するものとする。正会員及び賛助会員は、書面または電磁的方法により、1か月以上前に当法人に退会の旨を予告するものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
①当法人の定款または規則に違反したとき。
②当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき。
2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第13条 当法人は会員が第10条の規定により退会しても既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

- 第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第16条 社員総会は、一般法人法及びこの定款に規定するもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を決議する。
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、当該社員総会について第17条第3項第2号又は第18条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することはできない。

(種類及び開催)

- 第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。
- 2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
 - 3 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ①理事会が必要と認めたとき。
 - ②議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき。

(招集)

- 第18条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第3項第2号の場合には、請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
 - 3 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して開会の日の1週間前までに書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

- 第19条 社員総会の議長は、その総会において、出席した正会員から選出する。

(定足数)

- 第20条 社員総会は総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第21条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の過半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - ①会員の除名
 - ②定款の変更
 - ③事業の全部又は一部の譲渡
 - ④解散及び継続
 - ⑤合併契約の承認

(書面表決等)

第22条 やむを得ない事由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の社員総会への報告があったとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事並びに正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又電子署名もしくは記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設定等)

第25条 当法人に次の役員を置く。理事3名以上9名以内。監事1名以上2名以内。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、当法人の代表理事とする。
- 3 理事のうち複数名を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長は理事会の決議により理事の中から定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事(清算人も含む)のうちには、それぞれの理事について、その理事と、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条10号及び同11号に規定する一定の特殊の関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 理事は、理事会を構成し、理事の過半数をもって業務の執行を決定する。
- 4 理事長、副理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- ①理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
- ②当法人の業務及び財産の状況を調査すること。

- ③理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- ④理事が不正行為を行い、もしくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- ⑤前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- ⑥理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不相当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- ⑦理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- ⑧その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 役員は、第25条に定める定数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第30条 役員は、役員としてふさわしくない行為があったときは、社員総会において、総正会員の半数以上で総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

(報酬等)

- 第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬・賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- ①自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引。
 - ②自己又は第三者のためにする当法人との取引。
 - ③当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引。
- 2 前項各号の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

- 第33条 当法人は、一般法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行

うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第34条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ①社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定
 - ②規則の制定、廃止及び変更に関する事項
 - ③前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - ④理事の職務の執行の監督
 - ⑤理事長及び副理事長の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
 - ①重要な財産の処分及び譲受け。
 - ②多額の借財。
 - ③重要な使用人の選任及び解任。
 - ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止。
 - ⑤理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備。
 - ⑥第33条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結。

(種類及び開催)

第36条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ①理事長が必要と認めたとき。
 - ②理事長以外の理事から、会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により理事長に招集の請求があったとき。
 - ③監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
 - ④前第2号及び第3号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第37条 前条第3項第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事

会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長が出席理事の中から選任して、これに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、第27条4項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名又は電子署名もしくは記名押印しなければならない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第44条 当法人は、基金の拠出を会員又はその他の第三者に求めることができる。

(基金の募集)

第45条 基金の募集及び割当、払込み等の手続に関しては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第46条 基金拠出者は、前条に規定する「基金取扱規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内において返還するものとする。

(代替基金積立)

第48条 基金の返還を行うために、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとする。但し、この基金の取崩しは行わないものとする。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第49条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①会費
- ②寄附金品
- ③事業に伴う収入
- ④資産から生ずる収入
- ⑤その他の収入

(財産の管理)

第50条 当法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第51条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- ①事業報告書
 - ②事業報告の附属明細書
 - ③貸借対照表
 - ④損益計算書（正味財産増減計算書）
 - ⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号ないし第5号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第55条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3

分の2以上の多数による決議を得なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同じである。

(会計原則)

第56条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の処分制限)

第57条 当法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることはできない。

2 会員その他の者に対する剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第58条 当法人が解散等により清算するときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第59条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければ変更することができない。

(合併等)

第60条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部を譲渡することができる。

(解散)

第61条 当法人は、一般法人法第148条の事由（同条第3号の事由を除く）によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

第10章 事務局

(事務局)

第62条 当法人の事務を処理する為に、当法人に事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第63条 事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

①定款

②事業報告

③事業報告の付属明細書

④貸借対照表

- ⑤損益計算書
- ⑥貸借対照表及び損益計算書の付属明細書
- ⑦監査報告
- ⑧その他法令で定める書類及び帳簿

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第64条 当法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項については、理事会の決議により、別に定めるものとする。

第65条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は理事会の決議により定める。

第12章 補則

(法令の準拠)

第66条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

(最初の事業年度)

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員)

- 2 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	瀬戸穂波
設立時理事	飯田満美子
設立時理事	山野華鈴
設立時代表理事	瀬戸穂波
設立時監事	秋葉紀代美

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

- 3 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員
住 所 神奈川県足柄上郡山北町山北2522番地5号
氏 名 瀬戸穂波

設立時社員
住 所 神奈川県足柄上郡山北町山北2006番地1号
氏 名 飯田満美子

設立時社員

住 所 神奈川県南足柄市岩原250番地17号

氏 名 山野華鈴

以上、一般社団法人あすぽを設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年3月9日

設立時社員

住 所 神奈川県足柄上郡山北町山北2522番地5号

氏 名 瀬戸穂波

設立時社員

住 所 神奈川県足柄上郡山北町山北2006番地1号

氏 名 飯田満美子

設立時社員

住 所 神奈川県南足柄市岩原250番地17号

氏 名 山野華鈴